

# 25th

FGI

FinTech Global Incorporated

The firm of innovative financing

開催日時▶2019年12月19日(木曜日)午前10時  
(受付開始:午前9時)  
開催場所▶東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールB7

開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

## CONTENTS

第25期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
決議事項	
第1号議案 定款の一部変更の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件	
第8号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	
(添付書類)	
事業報告	30
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告書	51



議決権行使が簡単に!

「スマート行使」<sup>®</sup>対応

スマートフォンからQRコード<sup>®</sup>を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

FGI フィンテック グローバル株式会社

証券コード: 8789

(証券コード8789)

2019年12月3日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎三丁目1番1号  
目黒セントラルスクエア15階  
フィンテック グローバル株式会社  
代表取締役社長 玉井 信光

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、本総会の付議事項中には、その決議に定足数を必要とする議案もございます。当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。**

**お手数ながら5頁から29頁の「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

### 【郵送による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月18日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる方法】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2019年12月18日（水曜日）午後5時30分までに、各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2019年12月19日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）  
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールB7

開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項** 1 第25期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第25期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款の一部変更の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  
**第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件  
**第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
**第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件  
**第8号議案** 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社は、法令及び定款第15条の定めにより、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」については本書には掲載せず、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fgi.co.jp/>）に掲載しております。なお、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」は、監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告の一部であります。「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fgi.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 4. 議決権の行使等についてのご案内

### 株主総会にご出席いただく場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時：2019年12月19日（木曜日）午前10時（受付開始:午前9時）

### 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2019年12月18日（水曜日）午後5時30分到着分まで

### インターネットにて議決権を行使いただく場合

⇨ 次頁をご覧ください。



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：2019年12月18日（水曜日）午後5時30分入力分まで

#### (1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

#### (2) 郵送（議決権行使書）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

#### (3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

#### (4) インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、4頁の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

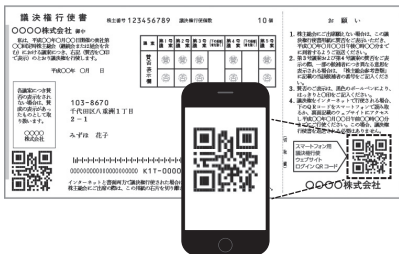
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

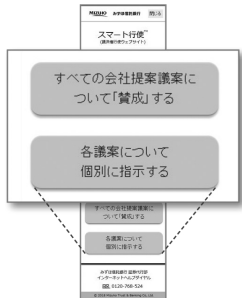
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は **1回のみ**。

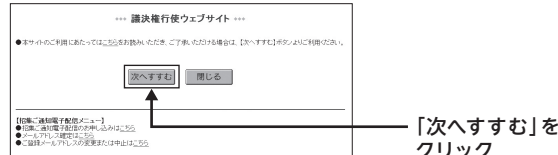
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが  
右記「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」で  
議決権行使ウェブサイトへアクセスして、再度議決権行使  
をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移  
できます。

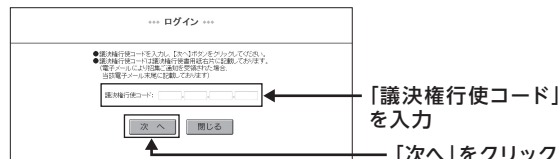
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

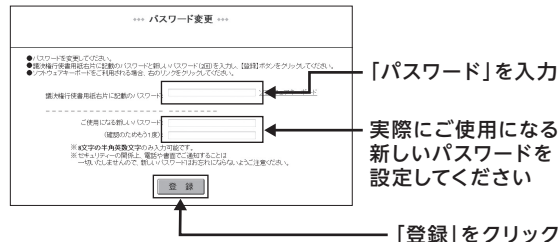
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を  
ご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力  
ください。なお、初回ログインの際にパスワードを変更  
いただく必要があります。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。  
ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

**みずほ信託銀行 証券代行部**

**☎ 0120-768-524** (受付時間 平日 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款の一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行

「コーポレート・ガバナンスの強化」及び「業務執行の機動性向上」を目的に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものであります。

##### ①コーポレート・ガバナンスの強化

過半数が社外取締役である監査等委員が、取締役会において議決権を有することにより、これまで以上に外部意見を取り入れる体制を整備し、取締役会の監督機能をより強化させます。また、監査等委員会において、業務執行取締役の選任、報酬の妥当性についての検証を行うことも含め、経営全般の監督を行うことで、経営の透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ります。

##### ②業務執行の機動性向上

重要な業務執行について、一定の条件の下で取締役会の決議により取締役へ委任することができるようになり、迅速な経営の意思決定及び業務執行の機動性向上が図れます。業務執行取締役等は急速に変化する事業環境に迅速に対応することが可能となります。また取締役会では、中長期を含む経営戦略等の議論を更に充実させることで、企業価値の向上を目指します。

##### (2) 取締役会の招集権者及び議長

現行定款第23条第1項に規定されている取締役会における招集権者及び議長について、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、「取締役社長」から「取締役会においてあらかじめ定めた取締役」に変更を行うものであります。

##### (3) 責任限定契約

非業務執行取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を拡大すべく、現行定款第30条第2項の一部の変更を行うものであります。なお、当該変更については、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

##### (4) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)	第 1 条～第 3 条 (現行通り) (機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 (現行通り)
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 <u>監査等委員会</u>
3 監査役会	(削除)
4 会計監査人	3 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行通り)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 9 条 (条文省略) (基準日)	第 6 条～第 9 条 (現行通り) (基準日)
第 10 条 (条文省略)	第 10 条 (現行通り)
② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 11 条 (条文省略)	第 11 条 (現行通り)
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める。
③ (条文省略)	③ (現行通り)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第 12 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第 12 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第13条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第18条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第19条 当社の取締役は7名以内とする。</p>	<p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は4名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 法令または本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>③ (現行通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p>④ 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>⑤ (現行通り)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、<u>その議長</u>となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、<u>取締役社長1名を定め、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項に定める取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 (現行通り) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行通り) (報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行通り)</p> <p>② 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)  第32条 監査役は、株主総会において選任する。  ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)  第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)  第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)  第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)  第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(議事録)  第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)  第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)  第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)  第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(議事録)  第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)  第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)  第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)  第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査等委員会規程)  第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第40条 (現行通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則  (監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第1条 2019年9月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任の免除については、なお従前の例による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 2019年9月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款の一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

### 取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	たまいのぶみつ 玉井信光	代表取締役社長 兼 投資銀行本部長	再任候補者
2	わしもとせいご 鷺本晴吾	取締役副社長 上席執行役員 経理財務部／事業統括部／人事総務部 管掌 人事総務部長	再任候補者

たまいのぶみつ

# 1. 玉井 信光 (1963年6月11日生)

再任

## 略歴並びに当社における地位及び担当

1986年4月	オリエント・リース(株) (現オリックス(株)) 入社	2019年10月	当社、代表取締役社長 兼 投資銀行本部長 (現任)
1994年12月	当社設立、代表取締役社長		
2009年6月	(株)公共財アセットマネジメント、代表取締役 (現任)	2019年11月	フィンテックM&Aソリューション(株)、代表取締役 (現任)

## 重要な兼職の状況

(株)公共財アセットマネジメント 代表取締役  
フィンテックM&Aソリューション(株) 代表取締役

## 所有する当社株式の数

20,095,500株

## 取締役在任年数 (本総会終結時)

25年

## 取締役候補者とした理由

玉井信光氏は、当社の創業以来、中堅企業、成長企業の皆様の財務戦略を支援するためのストラクチャードファイナンスに特化した「ブティック型 (専門的な) 投資銀行」である当社を牽引し、現在に至るまで成長させてきた実績があります。お客様のニーズにマッチしたオーグーメイドの資金調達の実現や、成長可能性のある企業や事業への投資により、当社の企業価値向上に貢献してきており、優れた経営執行能力を有しております。当社グループの更なる成長のためには、この豊富な経験、見識及び強力なリーダーシップが必要であり、取締役会で決定される経営戦略の実効性を高めることが期待できるため、取締役候補者となりました。

## 候補者と当社との特別の利害関係等

玉井信光氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

## 2. 鷺本 晴吾 (1951年10月19日生)

再任

### 略歴並びに当社における地位及び担当

1975年4月	(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行	2016年11月	当社、取締役 上席執行役員 経営管理部/経理部/事業統括部/法務・コンプライアンス部/審査部 管掌
1996年11月	同行、西宮支店支店長	2017年4月	当社、取締役副社長 上席執行役員 法務・コンプライアンス部/審査部 管掌 法務・コンプライアンス部長兼審査部長
2004年8月	丸善(株)入社	2019年10月	当社、取締役副社長 上席執行役員 経理財務部/事業統括部/人事総務部 管掌 人事総務部長(現任)
2006年5月	同社、執行役員 財務統括センター長		虎ノ門ハム(株)、代表清算人(現任)
2007年9月	当社、管理本部 財務部長		
2008年7月	(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング、監査役		
2009年4月	当社、執行役員 財務部長		
2009年12月	当社、取締役 執行役員 財務部長兼事業統括部長		
2010年10月	当社、取締役 執行役員 経営管理部長		
2014年10月	当社、取締役 経営管理部/事業統括部 管掌 上席執行役員		

### 重要な兼職の状況

虎ノ門ハム(株) 代表清算人

### 所有する当社株式の数

101,000株

### 取締役在任年数(本総会終結時)

10年

### 取締役候補者とした理由

鷺本晴吾氏は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務に関し豊富な知見を有しております。当社においては、経理・財務・総務・法務・コンプライアンスなどの管理部門の領域を統括した経験を有し、これらの業務を熟知しております。また、当社の投資運用子会社において取締役を兼任するなど、当社グループの全域に渡り業務執行の監督に重要な役割を果たしております。このように豊富な経験や知識と、当社グループの経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

### 候補者と当社との特別の利害関係等

鷺本晴吾氏が代表清算人をしております虎ノ門ハム(株)は、当社との間で資金借入の取引関係があります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款の一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	かわさき ふみあき 川崎 史 顯	常勤監査役（社外）	<input type="checkbox"/> 新任候補者 <input type="checkbox"/> 社外役員候補者
2	おおた けんいち 太田 健 一	社外監査役	<input type="checkbox"/> 新任候補者 <input type="checkbox"/> 社外役員候補者 <input type="checkbox"/> 独立役員候補者
3	おおやま とおる 大山 亨	社外監査役	<input type="checkbox"/> 新任候補者 <input type="checkbox"/> 社外役員候補者 <input type="checkbox"/> 独立役員候補者
4	きむら たかし 木村 喬	社外取締役	<input type="checkbox"/> 新任候補者 <input type="checkbox"/> 社外役員候補者 <input type="checkbox"/> 独立役員候補者



かわさき ふみあき  
1. 川崎 史顯 (1943年10月26日生)

新任 社外

### 略歴並び当社における地位及び担当

1968年3月	日本生命保険相互会社入社	2007年4月	当社、特別顧問
2000年3月	ニッセイ損害保険(株)、常務取締役	2007年8月	マーシュジャパン(株)、エグゼクティブアドバイザー
2001年6月	ニッセイ同和損害保険(株)、取締役	—	—
2002年6月	同社、常務取締役	2009年1月	フェデラル・インシュアランス・カンパニー・ジャパン、相談役
2006年6月	同社、顧問	2015年12月	当社、常勤監査役 (現任)

### 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

### 所有する当社株式の数

0株

### 監査役在任年数 (本総会終結時)

4年

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

川崎史顯氏は、生命保険会社を経て損害保険会社の経営に携わり、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。また2015年12月より当社の常勤監査役として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行ってきました。これらの経験と実績を引き続き当社の監査等に活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

### 候補者と当社との特別の利害関係等

川崎史顯氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

### 第25期 (2019年9月期) における取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会 18/18回 (100%)

監査役会 12/12回 (100%)

### 責任限定契約の締結

当社は、川崎史顯氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

おた けんいち  
2. 太田 健一 (1950年9月3日生)

新任 社外 独立役員

### 略歴並びに当社における地位及び担当

1975年4月	(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行	2010年10月	同社、嘱託 業務部 部長
1987年5月	富士銀キャピタル(株)(現みずほキャピタル(株))に出向	2011年4月	国立研究開発法人科学技術振興機構「A-STEP」「NexTEP」プログラム 財務系評価委員(現任)
2002年4月	みずほキャピタル(株)、営業推進部長	2015年9月	みずほキャピタル(株)、退職
2002年9月	(株)みずほ銀行からみずほキャピタル(株)に転籍	2015年10月	同社、特別顧問(現任)
2004年4月	みずほキャピタル(株)、営業企画部長	2015年12月	当社、監査役(現任)
2005年10月	同社、執行役員 営業第3グループ長	2018年3月	(株)ノムラシステムコーポレーション、社外取締役(現任)

### 重要な兼職の状況

みずほキャピタル(株) 特別顧問  
(株)ノムラシステムコーポレーション 社外取締役

### 所有する当社株式の数

0株

### 監査役在任年数(本総会終結時)

4年

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

太田健一氏は、ベンチャーキャピタルにおいて長年多くの企業成長を支えてきました。この経歴に加え、国立研究開発法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムにおける財務系評価委員を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験、知見を投資銀行事業を営む当社の監査等に活かしていただくために、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。

### 候補者と当社との特別の利害関係等

太田健一氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

### 第25期(2019年9月期)における取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会 18/18回(100%)

監査役会 12/12回(100%)

### 責任限定契約の締結

当社は、太田健一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### 独立役員

当社は太田健一氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

# 3. 大山 亨 (1967年8月24日生)

新任 社外 独立役員

## 略歴並びに当社における地位及び担当

1991年4月	山一証券(株)入社	2007年1月	エフエックス・オンライン・ジャパン(株) (現IG証券(株))、社外監査役 (現任)
1998年4月	富士証券(株)入社	2008年1月	(株)アールエイジ、社外監査役
2000年10月	合併によりみずほ証券(株)移籍	2013年4月	当社、監査役 (現任)
2001年3月	HSBC証券会社東京支店入社	2014年6月	(株)イオレ、社外監査役 (現任)
2002年2月	株式上場コンサルタントとして独立	2015年10月	ウインテスト(株)、社外取締役 (監査等委員) (現任)
2003年10月	(有)トラスティ・コンサルティング (現(有)セイレーン) 設立、代表取締役 (現任)	2016年5月	(株)アズ企画設計、社外監査役 (現任)
2003年10月	ウインテスト(株)、社外監査役	2018年1月	(株)アールエイジ、社外取締役 (監査等委員) (現任)
2004年6月	当社、社外監査役(2010年12月に退任)		
2005年4月	(株)トラスティ・コンサルティング設立、代表取締役 (現任)		

## 重要な兼職の状況

(有)セイレーン 代表取締役	IG証券(株) 社外監査役
(株)トラスティ・コンサルティング 代表取締役	(株)アールエイジ 社外取締役 (監査等委員)
ウインテスト(株) 社外取締役 (監査等委員)	(株)イオレ 社外監査役 (株)アズ企画設計 社外監査役

## 所有する当社株式の数

212,500株

## 監査役在任年数 (本総会終結時)

6年7ヶ月 (大山亨氏は2004年6月から2010年12月まで当社社外監査役に就任しており、通算では13年1ヶ月となります。)

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

大山亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、豊富な業務経験を通して、財務・会計に関する相当の知見を有しております。それらに基づき、客観的・中立的な立場から当社経営の監査・監督をおこなっていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

## 候補者と当社との特別の利害関係等

大山亨氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

## 第25期 (2019年9月期) における取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会 16/18回 (89%) 監査役会 12/12回 (100%)

## 責任限定契約の締結

当社は、大山亨氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 独立役員

当社は大山亨氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

きむら たかし  
4. 木村 喬 (1979年7月24日生)

新任 社外 独立役員

### 略歴並びに当社における地位及び担当

2001年10月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所	2014年11月	やまと監査法人設立、代表社員（現任）
2008年6月	清和監査法人（現RSM清和監査法人）社員	2014年12月	当社、取締役（現任）
2012年7月	ベルウェザー総合会計事務所設立、代表 （株）ベルウェザー設立、代表取締役（現任）	2017年1月	やまと税理士法人設立 代表社員（現任） やまとパートナーズ(株)、取締役（現任）
		2017年6月	(株)エスクリ 社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

(株)ベルウェザー 代表取締役  
やまと監査法人 代表社員  
(株)エスクリ 社外取締役

やまと税理士法人 代表社員  
やまとパートナーズ(株) 取締役

### 所有する当社株式の数

0株

### 社外取締役在任年数（本総会最終時）

5年

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

木村喬氏は、公認会計士、税理士の資格を有し、様々な企業の会計監査、内部統制、調査業務、アドバイザリー業務等を経験しており、財務、会計及び内部統制等に関し豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。当社の社外取締役として取締役会だけでなく、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にも出席しており、経営を監視する役割を果たしております。これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

### 候補者と当社との特別の利害関係等

木村喬氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

### 第25期（2019年9月期）における取締役会への出席状況

18/18回（100%）

### 責任限定契約の締結

当社は、木村喬氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### 独立役員

当社は木村喬氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款の一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

# 鈴木 健次郎

(1951年5月15日生)

社 外

## 略歴並びに当社における地位及び担当

1974年 4月	大蔵省入省	2007年 7月	独立行政法人中小企業基盤整備機構、理事
1982年 6月	国際復興開発銀行職員、ワシントン駐在	2009年 8月	(株)紀陽銀行、執行役員
1993年 7月	大蔵省証券局証券市場課公社債市場室長	2010年 6月	(株)紀陽銀行、取締役
1999年 7月	中国財務局長	2012年 6月	(株)紀陽銀行、常務取締役
2001年 1月	預金保険機構、金融再生部長	2015年 9月	ニッセイリース(株)、顧問
2003年 8月	衆議院財務金融委員会、専門員	2018年 4月	当社、顧問 (現任)

## 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

## 所有する当社株式の数

0株

## 取締役在任年数 (本総会最終時)

—

## 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

鈴木健次郎氏は、金融行政及び金融業界における要職を歴任するなど豊富な経験があり、財務、会計及び法務に関する知見など幅広い見識を有しております。また、現在、当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において外部専門家の委員として出席しており、コンプライアンスに関するご提言をいただいております。これらの経験、知見により投資銀行事業を営む当社の経営全般に適宜助言又は提言をいただくことは、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

## 候補者と当社との特別の利害関係等

当社は、鈴木健次郎氏と顧問契約を締結してコンプライアンスに関する相談、助言及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会の委員の業務を委嘱しておりますが、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該顧問契約を解消する予定であります。

## 第25期 (2019年9月期) における取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会 —

監査役会 —

## 責任限定契約の締結

当社は、鈴木健次郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、鈴木健次郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2001年9月25日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内としてご承認いただいております。2007年12月20日開催の第13期定時株主総会において、別枠で取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額75百万円以内とご承認いただき、現在に至っております。

また当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額の定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、取締役員数の減少や経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額250百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、これとは別枠となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、第7号議案にてお諮りします。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」についてご承認いただきますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等を考慮して、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」についてご承認いただきますと、4名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2007年12月20日開催の第13期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で、年額75百万円以内とご承認いただき、現在に至っております。なお、この報酬等の額は、退職慰労金的性格に鑑み、取締役に対する固定報酬の額にそれに対する退職慰労金積立額相当額の計算のための一定の割合を乗じたものとなっております。本新株予約権には長期インセンティブとして、取締役等を退任しないと権利行使ができない旨の条件を付し、株式1株当たりの払込金額を1円とし、当社普通株式の交付を受けることができる内容となっております。

また当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の上記株式報酬型ストックオプションに係る報酬枠を廃止した上で、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、下記の「新株予約権の内容」に定める内容のストックオプションの報酬等の額を、取締役員数の減少や従来の算定方法、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額37,500千円以内とさせていただきたいと存じます。なお下記の「新株予約権の内容」は、2007年12月20日開催の第13期定時株主総会においてご承認いただいた内容と基本的に同一（但し、単元株制度の導入により各新株予約権の目的である株式の数は1株から100株に変更。）です。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」についてご承認いただきますと、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は2名となります。

当社は、当該新株予約権が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えておりますが、連結業績において親会社株主に帰属する当期純損益が4期連続して損失となっていることから、本定時株主総会の日から1年間は、当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等を付与しない予定です。

なお、本議案に係る決議の効力は第1号議案に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。



## 記

### 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類および数

##### 新株予約権の総数

3,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

##### 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

当社普通株式300,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を、株式数の上限とする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日より30年以内で当社取締役会が定める期間とする。

#### (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

#### (5) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとする。その他の新株予約権の内容及び細目については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

## 第8号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員(契約社員を含む。)並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本新株予約権は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類(当社第26期事業年度に係るものに限る。)が当社取締役会にて承認された場合には、当社が無償で本新株予約権を取得することができる取得条項付新株予約権であります。

### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社従業員(契約社員を含む。)並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

付与基準といたしましては、付与時点において当社従業員又は当社子会社の取締役若しくは従業員であり、かつ2019年9月末日時点で当社又は当社子会社に在籍していた者のうち、一部の者を対象とし、毎年継続的に発行してまいる予定でございます。

### 2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

下記のとおりとします。

#### 記

#### (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権2,030個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式203,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義される。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

#### (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前営業日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、

行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2021年12月28日から2029年11月30日までの期間内で当社取締役会が定める期間とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得条項

以下のi、ii、iii、iv、v又はviの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主

総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合) 若しくは vii の場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- vi 親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類(当社第26期事業年度に係るものに限る)の承認議案
- vii 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権を行使することができなくなった場合

⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記④に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- viii 新株予約権の取得条項  
上記⑥に準じて決定する。
- ix その他の新株予約権の行使の条件  
下記⑧に準じて決定する。

⑧ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

3. 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権発行に係る当社取締役会決議により定める。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及び成果

##### (1) 事業の状況

当社グループは、企業を支援するブティック型投資銀行として投資銀行業務と企業投資を中心に事業を展開し、企業のニーズに応える様々なソリューションを提供して成長をサポートするとともに、地域産業の振興・支援にも積極的に取り組んでおります。

当連結会計年度は、メッツァビレッジが2018年11月9日に、ムーミンバレーパークが2019年3月16日に開業しました。これにより、エンタテインメント・サービス事業において、メッツァの入園料、有料施設利用料、物販、飲食、テナント賃料、駐車場利用料による売上高が大幅に増加しました。しかしながら、開業前の準備費用の負担が重く、夏場には天候不順により来場者数が伸び悩みました。

投資銀行事業において、不動産小口化商品の販売やM&A関連業務の受託収入、不動産・航空機アセットマネジメント収入、メッツァ賃料収入等を中心とする収入を確保したものの、アセット投資の回収は計画通りに進行いたしませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比148.7%増の9,175百万円となりました。売上総利益はファンドを介したライフサイエンス・IT企業への投資で545百万円の減損等があり2,944百万円（前連結会計年度比30.2%増）となりました。販売費及び一般管理費はメッツァの開業準備費用や投資銀行事業の人員増強による人件費等の増加により前連結会計年度比38.3%増の4,609百万円となった結果、営業損益は1,664百万円の営業損失（前連結会計年度は1,072百万円の損失）となりました。

経常損失は支払利息143百万円などを計上したことで1,850百万円（前連結会計年度は1,227百万円の損失）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は持分変動利益120百万円や、非支配株主に帰属する当期純損失144百万円により1,586百万円（前連結会計年度は820百万円の損失）となりました。

連結業績及びセグメント別業績の概要

(単位：百万円)

	第24期 (前連結会計年度)	第25期 (当連結会計年度)	増減額
売上高	3,689	9,175	5,485
投資銀行事業	3,137	3,393	256
公共コンサルティング事業	457	673	215
エンタテインメント・サービス事業	129	5,407	5,278
その他	37	24	△12
消去	△72	△324	△251
売上総利益	2,261	2,944	683
投資銀行事業	2,035	1,139	△896
公共コンサルティング事業	214	364	149
エンタテインメント・サービス事業	45	1,545	1,499
その他	36	24	△12
消去	△71	△128	△57
営業損失 (△) (セグメント利益又は損失 (△))	△1,072	△1,664	△592
投資銀行事業	880	△478	△1,359
公共コンサルティング事業	△60	79	140
エンタテインメント・サービス事業	△966	△423	543
その他	△6	△12	△5
消去又は全社費用	△919	△829	89
経常損失 (△)	△1,227	△1,850	△623
税金等調整前当期純損失 (△)	△966	△1,667	△701
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△820	△1,586	△766



セグメント別の業績は以下の通りであり、売上高についてはセグメント間の内部売上高又は振替高を含めた売上高で表示しております。

#### ①投資銀行事業

投資銀行事業においては、事業承継を必要とする企業へのソリューションを提供し、コンサルティング活動の充実を図るとともに、金融機関や税理士・会計士等のネットワークを拡大し、組成した不動産小口化商品の販売を開始しました。また、不動産アセットマネジメント業務は受託資産の一部売却によって、成功報酬を売上計上しております。

企業投資においては、ベンチャーキャピタルファンドへの投資の減損により営業投資有価証券評価損を計上しました。また、不動産等への自己投融資であるアセット投資においては投資回収はありましたが、一部のアセット投資にて回収が計画通りに進捗しない案件がありました。このため、2019年10月に投融資先の価値向上のためのモニタリングと回収計画の状況を管理する体制として投資戦略本部を新設し、管理体制の強化を進める方針としています。なお、前連結会計年度の第2四半期から損益計算書を連結しているSGI-Group B.V.及びその子会社4社が行う航空機アセットマネジメント業務は、堅調に推移しております。また当社は、連結子会社である㈱ムーミン物語へのメツァビレッジのマスターリースにより賃料収入を計上しております。

以上の結果、投資銀行事業の売上高は3,393百万円（前連結会計年度比8.2%増）、セグメント損失は478百万円（前連結会計年度は880百万円の利益）となりました。

#### ②公共コンサルティング事業

公会計事業は地方公共団体に対する統一的な基準による財務書類作成のコンサルティング業務に加え、財務分析レポート作成や公営企業会計導入、経営戦略策定等の受託業務の営業活動を推進しております。地方創生事業は市場拡大が見込まれるPPP/PFI手法の導入検討等の受託業務を推進しております。

前連結会計年度の第3四半期から損益計算書を連結している㈱ジオプラン・ナムテックについては、都市インフラ管理システム事業の保守案件が順調に推移し、新規案件も取り込むことによって、着実に業務を拡大させました。なお当社は、2019年7月1日に当社保有の同社株式の一部を譲渡したことにより、同社を持分法適用関連会社に変更したため当社の連結の範囲から除外しております。

以上の結果、公共コンサルティング事業の売上高は673百万円（前連結会計年度比

47.2%増)、セグメント利益は79百万円(前連結会計年度は60百万円の損失)となりました。

### ③エンタテインメント・サービス事業

エンタテインメント・サービス事業では、(株)ムーミン物語が運営する「メッツァビレッジ」が2018年11月に、「ムーミンバレーパーク」が2019年3月に開業しました。「メッツァ」では「チームラボ 森と湖の光の祭」、「森と、湖と、アンブレラと。」を実施し多くのお客様にご来場いただき、2019年7月26日には100万人目(2018年11月からの累計)のお客様をお迎えすることができました。また、2019年11月1日からはオープン1周年を記念し期間限定のキャンペーンや様々なイベントを実施しゲスト満足度の向上を図ってまいります。

(株)ムーミン物語が44.5%出資する(株)ライツ・アンド・ブランズについては、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。同社は、日本国内におけるムーミンキャラクターの使用許諾に関する独占的な権利を供与されたサブライセンサーとして事業を展開しており、「ムーミンバレーパーク」の開業と合わせ、2019年4月より原画展「ムーミン展 THE ART AND THE STORY」の全国巡回を開始しております。石川会場の金沢21世紀美術館では期間中に2万人を超えるお客様にご来場いただくとともに、東京会場、大分会場を含む通算の来場者は20万人を超えました。また、保有するアニメ放映権の販売による新作テレビアニメシリーズ「ムーミン谷のなかまたち」もNHK BS4Kでの放映が開始され、NHK Eテレでも第1話、第2話が放映されました。当社グループはムーミンの認知度とブランドバリューの更なる向上を目指すとともに、積極的に事業領域を拡大してまいります。

以上の結果、エンタテインメント・サービス事業の売上高は5,407百万円(前連結会計年度比4,079.3%増)となり、セグメント損失は上半期におけるメッツァの先行投資の影響等により423百万円(前連結会計年度は966百万円の損失)となりました。

### ④その他

(株)アダコテックは、解析システムの検証・組み込み等大手企業を中心に引合いをいただき、複数の適用プロジェクトが進捗しております。なお、同社は2019年6月に外部投資家に第三者割当増資を行うとともに、当社保有分を含む普通株式の一部を無議決権株式に変更したことにより、同社に対する当社の議決権比率が低下したため、当社の連結の範囲から除外し持分法適用関連会社としました。

その他の売上高は24百万円（前連結会計年度比34.4%減）、セグメント損失は12百万円（前連結会計年度は6百万円の損失）となりました

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5,190百万円であります。主なものは、ムーミンバレーパーク内の施設の引渡しによるものです。

## (3) 資金調達の状況

### ①借入金

当連結会計年度において、当社グループの金融機関等からの借入金は3,094百万円増加しております。これは主に、特別目的会社である子会社が金融機関に借入金を返済すると同時に、金融機関4行から長期ローンを調達したことによるものです。

### ②新株予約権

当社は2018年12月4日付で第19回新株予約権（第三者割当）を発行いたしました。当連結会計年度に本新株予約権は全数が権利行使され、当該新株予約権の発行及び行使による新株式の発行により、1,808百万円を調達しました。

### ③子会社の第三者割当増資及びセール・アンド・リースバック

(株)ムーミン物語は、当連結会計年度において、複数回の第三者割当増資によって898百万円を調達しました。また同社は、セール・アンド・リースバックによって942百万円を調達しました。

## (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

### (株)ジオプラン・ナムテック株式の取得及び譲渡

当社は、当社の連結子会社でありました(株)ジオプラン・ナムテックの株式を2019年5月31日付で400株取得し、2019年7月1日付で3,360株譲渡しました。これにより、当社の持株比率は83.3%から34.0%となり、同社は当社の連結の範囲から除外され、持分法適用関連会社となりました。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループは、投資銀行業務と企業投資により、企業、地域社会などすべてのステークホルダーに真に必要とされるブティック型投資銀行として持続的な成長を目指しております。これを実現するため、今後はさらに投資銀行事業に経営資源を投入していく方針です。具体的に、当社グループが取り組む事項は、次のとおりです。

- ① ブティック型投資銀行として原点に立ち返り、オーダーメイドのソリューションを提供。顧客のニーズに即した金融商品の組成を拡大。
- ② 投融資先の価値向上のためのモニタリングと、回収計画の状況管理の強化。
- ③ 地方が抱える課題を解決することをミッションに取組強化。
- ④ 投資銀行事業のグループ会社の重複業務を整理、効率化。人件費も見直し。
- ⑤ メツァでは、より多くの方にご来園いただくための環境整備として、各種料金体系の見直し、環境演出の充実化、季節に合わせたイベントの継続実施等を推進。今後のコンテンツへの投資、施設開発計画を策定。

なお、当社は2019年11月8日開催の取締役会において、2018年5月28日に公表いたしました2020年9月期を最終年度とする3ヶ年の経営計画を見直すことを決議いたしました。新たな中期経営計画は、2020年3月頃を目途に策定して公表する予定です。

## 2. 財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 別 \ 期 別	第22期 (2016年9月期)	第23期 (2017年9月期)	第24期 (2018年9月期)	第25期 (当連結会計年度) (2019年9月期)
売 上 高 (千円)	7,485,886	7,182,376	3,689,183	9,175,148
経 常 損 失 (△) (千円)	△1,369,095	△1,341,756	△1,227,557	△1,850,684
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△1,384,883	△1,358,313	△820,104	△1,586,671
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△8.56	△8.39	△4.79	△8.08
総 資 産 (千円)	10,975,625	12,932,524	14,016,272	19,025,014
純 資 産 (千円)	6,312,884	5,326,461	8,551,151	8,873,170
1株当たり純資産 (円)	38.66	29.64	39.31	37.03

- (注) 1. 消費税等の会計処理 税抜方式  
 2. 売上高、経常損失 (△)、親会社株主に帰属する当期純損失 (△)、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (2) 会社の財産及び損益の状況

区 別 \ 期 別	第22期 (2016年9月期)	第23期 (2017年9月期)	第24期 (2018年9月期)	第25期 (当期) (2019年9月期)
売 上 高 (千円)	2,268,636	1,066,971	1,538,691	1,158,818
経 常 損 失 (△) (千円)	△1,200,511	△1,054,851	△252,483	△1,527,843
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,194,984	△1,017,259	56,562	△1,388,919
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△7.38	△6.28	0.33	△7.07
総 資 産 (千円)	7,572,963	8,635,712	11,219,450	11,485,606
純 資 産 (千円)	6,495,969	5,688,677	7,757,455	8,181,157
1株当たり純資産 (円)	39.91	34.83	41.48	40.43

- (注) 1. 消費税等の会計処理 税抜方式
2. 売上高、経常損失 (△)、当期純利益又は当期純損失 (△)、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況（2019年9月30日現在）

会社名	資本金 又は出資金 (千円)	当社の 議決権比率	主な事業内容
フィンテックアセットマネジメント(株)	50,000	100.0%	・不動産投資運用 ・フィナンシャル・アドバイザー業務
フィンテックグローバルトレーディング(株)	60,000	100.0%	・企業投資 ・アドバイザー業務 ・ファイナンス・アレンジメント業務
FGIキャピタル・パートナーズ(株)	50,000	100.0%	・投資運用、投資助言・代理業 ・オルタナティブ投資 ・ヘッジ・ファンド投資
フィンテックM&Aソリューション(株)	10,000	100.0%	・M&A仲介
SGI-Group B.V.	2,124千ユーロ	51.0% (51.0%)	・持株会社
SGI-Aviation Services B.V.	18千ユーロ	51.0% (51.0%)	・航空機アセットマネジメント ・航空技術アドバイザー
(株)パブリック・マネジメント・ コンサルティング	20,000	83.8%	・財務書類作成支援、固定資産台帳整備 支援 ・PFI/PPP手法の導入検討支援
(株)ムーミン物語	2,032,000	43.6%	・テーマパーク事業
飯能地域資源利活用合同会社	100	—	・不動産の取得、保有及び処分 ・不動産の賃貸及び管理

(注) 議決権比率欄の ( ) 内は、間接所有割合を内数で記載しております。

#### 4. 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

企業集団の主要な事業内容は、以下の通りであります。

##### (1) 投資銀行事業

###### ・投資銀行業務

ファイナンス・アレンジメント業務、フィナンシャル・アドバイザー業務、公共ファイナンス業務、アセットマネジメント業務（不動産投資運用、投資ファンド運用等）、アセット投資、M&A仲介、航空機アセットマネジメント、航空機技術アドバイザー、航空機登録サービス

###### ・企業投資

##### (2) 公共コンサルティング事業

公営企業の経営戦略策定支援、財務書類作成支援、固定資産台帳整備支援、PPP/PFI手法の導入検討支援

##### (3) エンタテインメント・サービス事業

テーマパークの開発・保有・管理・運営、飲食・物販事業

#### 5. 企業集団の主要拠点等 (2019年9月30日現在)

##### (1) 当社の主要な営業所

本 社・・・東京都品川区

##### (2) 子会社の主要な営業所

会社名	本社
フィンテックアセットマネジメント(株)	東京都品川区
フィンテックグローバルトレーディング(株)	東京都品川区
FGIキャピタル・パートナーズ(株)	東京都品川区
フィンテックM&Aソリューション(株)	東京都品川区
SGI-Group B.V.	オランダ王国アムステルダム
SGI-Aviation Services B.V.	オランダ王国アムステルダム
(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング	東京都品川区



会社名	本社
(株)ムーミン物語	埼玉県飯能市
飯能地域資源利活用合同会社	埼玉県飯能市

## 6. 従業員の状況 (2019年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数
投資銀行事業	73名
公共コンサルティング事業	9名
エンタテインメント・サービス事業	66名
全社 (共通)	19名
合 計	167名

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員（派遣社員、契約社員及びアルバイトの期中平均雇用人員(1日8時間換算) 257名)は含まれておりません。
2. 全社 (共通) は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門の従業員であります。
3. 従業員数 (合計) は、前連結会計年度末に比べ11名増加しております。

## 7. 主要な借入先 (2019年9月30日現在)

借入先	借入金残高
飯能信用金庫	2,978,437千円
(株)埼玉りそな銀行	1,063,125千円
(株)武蔵野銀行	1,063,125千円
青梅信用金庫	992,812千円

## II. 会社の状況に関する事項 (2019年9月30日現在)

### 1. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 308,400,000株

(2) 発行済株式の総数 201,109,600株

(3) 株主数 33,839名

#### (4) 大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
玉井 信光	20,095,500	9.99
藤井 優子	3,576,400	1.78
田村 直丈	1,806,000	0.90
青島 正章	1,708,000	0.85
ロバート・ハースト	1,634,300	0.81
小松 秀輝	1,342,000	0.67
LGT BANK LTD	1,261,000	0.63
柴田 敬司	1,200,000	0.60
高木 陽子	1,106,900	0.55
テンダネス・ファンドT投資事業有限責任組合	1,000,000	0.50
平野 修	1,000,000	0.50

(5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年9月30日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	玉井 信光	(株)公共財アセットマネジメント 代表取締役
取締役副社長 上席執行役員 /法務・コンプライアンス部 /審査部 管掌 法務・コンプライアンス部長 兼 審査部長	鷺本 晴吾	
取締役	山中 秀介	フィンテックグローバルトレーディング(株) 代表取締役 エアアジア・ジャパン(株) 社外取締役
取締役 上席執行役員 経理財務部/事業統括部 /人事総務部 管掌 経理財務部長兼人事総務部長	千田 高	
取締役	渡邊 基樹	(株)ムーミン物語 代表取締役社長 (株)メツア 代表取締役
取締役	木村 喬	(株)ベルウェザー 代表取締役 やまと監査法人 代表社員 やまと税理士法人 代表社員 やまとパートナーズ(株) 取締役 (株)エスクリ 社外取締役
常勤監査役	川崎 史顕	
監査役	太田 健一	みずほキャピタル(株) 特別顧問 (株)ノムラシシステムコーポレーション 社外取締役
監査役	大山 亨	(株)トラスティ・コンサルティング 代表取締役 (有)セイレーン 代表取締役 ウインタレスト(株) 社外取締役 (監査等委員) I G証券(株) 社外監査役 (株)アールエイジ 社外取締役 (監査等委員) (株)イオレ 社外監査役 (株)アズ企画設計 社外監査役

- (注) 1. 取締役 木村 喬氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、かつ東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。
2. 監査役 川崎史顕、太田健一及び大山 亨の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また監査役 太田健一及び大山 亨の両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。

3. 監査役 太田健一氏は、ベンチャーキャピタルにおいて長年企業成長を支えてきたことや、国立研究開発法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムにおける財務系評価委員を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また監査役 大山 亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 木村 喬氏、監査役 太田 健一氏及び大山 亨氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

## (2) 当事業年度中に退任した取締役

退任時の地位	氏 名	退任日	退任事由	退任時の重要な兼職の状況
取締役会長	ロバート・ハースト	2018年 12月19日	任期満了	(株)ムーミン物語 取締役会長

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役	7名	179百万円
監査役	3名	18百万円
合 計	10名	197百万円

- (注) 1. 2001年9月25日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額は、年額500百万円以内として決議いただいております。また、2007年12月20日開催の第13期定時株主総会において、別枠で取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額を、年額75百万円以内と決議いただいております。
2. 2001年9月25日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬額は、年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして取締役4名に付与した新株予約権16百万円が含まれております。
4. 上記報酬等の額には、当社子会社の取締役を兼務している取締役に対する、当社子会社から支払われる報酬は含まれておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	木村 喬	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、様々な企業の会計監査、調査業務、アドバイザー業務等を経験してきた公認会計士、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。
監査役	川崎 史 顯	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会12回全てに出席し、経営者としての豊富な経験を活かして、取締役の業務執行等について助言及び提言を行っております。
監査役	太田 健 一	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会12回全てに出席し、ベンチャーキャピタリストとして多くの企業の成長を支えてきた豊富な経験と知見から、投資銀行事業について助言及び提言を行っております。
監査役	大山 亨	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回及び監査役会12回全てに出席し、株式上場コンサルタントとしての豊富な経験・見識から、必要に応じて市場の動向・経営管理・リスク管理等について助言及び提言を行っております。

### ② 社外役員に対する報酬等

	支給人員	支給額
報酬等の合計	4名	23百万円

(注) 社外役員に対するストック・オプションはありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                  |                   |
|------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>10,438,589</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>3,010,093</b>  |
| 現金及び預金                 | 2,533,187         | 支払手形及び買掛金                | 213,256           |
| 受取手形及び売掛金              | 727,499           | 短期借入金                    | 373,904           |
| 営業投資有価証券               | 1,359,941         | 1年内返済予定の長期借入金            | 752,968           |
| 営業貸付金                  | 548,625           | リース債務                    | 215,881           |
| 販売用不動産                 | 4,211,988         | 未払法人税等                   | 98,999            |
| 仕掛販売用不動産               | 700               | 賞与引当金                    | 157,244           |
| 商 品                    | 208,577           | そ の 他                    | 1,197,838         |
| そ の 他                  | 947,710           | <b>固 定 負 債</b>           | <b>7,141,750</b>  |
| 貸倒引当金                  | △99,641           | 長期借入金                    | 6,086,260         |
|                        |                   | リース債務                    | 807,524           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>8,586,424</b>  | 繰延税金負債                   | 113,189           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,283,853</b>  | 退職給付に係る負債                | 94,633            |
| 建物及び構築物                | 5,191,265         | そ の 他                    | 40,143            |
| 工具、器具及び備品              | 1,534,571         | <b>負 債 合 計</b>           | <b>10,151,843</b> |
| 土地                     | 519,734           | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| 建設仮勘定                  | 24,000            | <b>株 主 資 本</b>           | <b>7,480,064</b>  |
| そ の 他                  | 14,281            | 資 本 金                    | 6,461,911         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>724,929</b>    | 資 本 剰 余 金                | 5,015,924         |
| の れ ん                  | 180,388           | 利 益 剰 余 金                | △3,997,770        |
| そ の 他                  | 544,540           | その他の包括利益累計額              | △33,493           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>577,641</b>    | その他有価証券評価差額金             | △3,935            |
| 投資有価証券                 | 211,068           | 為 替 換 算 調 整 勘 定          | △29,558           |
| 長期貸付金                  | 50,000            | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>65,837</b>     |
| そ の 他                  | 316,683           | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>     | <b>1,360,762</b>  |
| 貸倒引当金                  | △110              | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>8,873,170</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>19,025,014</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>19,025,014</b> |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 9,175,148  |
| 売上原価            | 6,230,430  |
| 売上総利益           | 2,944,717  |
| 販売費及び一般管理費      | 4,609,288  |
| 営業損失            | △1,664,571 |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 3,287      |
| 受取和解金           | 5,821      |
| 債務時効益           | 5          |
| その他             | 2,781      |
|                 | 11,896     |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 143,250    |
| 持分法による投資損失      | 3,045      |
| 為替差損            | 20,296     |
| 支払手数料           | 31,334     |
| その他             | 83         |
|                 | 198,009    |
| 経常損失            | △1,850,684 |
| 特別利益            |            |
| 持分変動利益          | 120,722    |
| 関係会社株式売却益       | 76,656     |
| 新株予約権戻入益        | 2,988      |
| その他             | 3,000      |
|                 | 203,367    |
| 特別損失            |            |
| 固定資産除却損         | 14,736     |
| 固定資産売却損         | 5,121      |
| その他             | 528        |
|                 | 20,386     |
| 税金等調整前当期純損失     | △1,667,703 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 116,215    |
| 法人税等調整額         | △52,349    |
| 当期純損失           | △1,731,569 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | △144,897   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | △1,586,671 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：千円)

|                            | 株主資本      |           |            |            |
|----------------------------|-----------|-----------|------------|------------|
|                            | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 株主資本合計     |
| 2018年10月1日残高               | 5,551,419 | 4,149,561 | △2,387,101 | 7,313,879  |
| 当連結会計年度中の変動額               |           |           |            |            |
| 新株の発行                      | 910,492   | 910,492   | —          | 1,820,984  |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動       | —         | △44,129   | —          | △44,129    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失            | —         | —         | △1,586,671 | △1,586,671 |
| 連結範囲の変動                    | —         | —         | △23,998    | △23,998    |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額） | —         | —         | —          | —          |
| 当連結会計年度中の変動額合計             | 910,492   | 866,362   | △1,610,669 | 166,185    |
| 2019年9月30日残高               | 6,461,911 | 5,015,924 | △3,997,770 | 7,480,064  |

|                            | その他の包括利益累計額  |          |               | 新株予約権  | 非支配株主持分   | 純資産合計      |
|----------------------------|--------------|----------|---------------|--------|-----------|------------|
|                            | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 |        |           |            |
| 2018年10月1日残高               | 11,166       | △13,754  | △2,588        | 54,605 | 1,185,254 | 8,551,151  |
| 当連結会計年度中の変動額               |              |          |               |        |           |            |
| 新株の発行                      | —            | —        | —             | —      | —         | 1,820,984  |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動       | —            | —        | —             | —      | —         | △44,129    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失            | —            | —        | —             | —      | —         | △1,586,671 |
| 連結範囲の変動                    | —            | —        | —             | —      | —         | △23,998    |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額） | △15,101      | △15,804  | △30,905       | 11,231 | 175,507   | 155,833    |
| 当連結会計年度中の変動額合計             | △15,101      | △15,804  | △30,905       | 11,231 | 175,507   | 322,018    |
| 2019年9月30日残高               | △3,935       | △29,558  | △33,493       | 65,837 | 1,360,762 | 8,873,170  |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)



# 貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                  |                   |
|------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,712,209</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>958,990</b>    |
| 現金及び預金                 | 1,328,616         | 買掛金                      | 6,593             |
| 売掛金                    | 74,196            | 短期借入金                    | 493,904           |
| 営業投資有価証券               | 424,357           | リース債務                    | 1,737             |
| 販売用不動産                 | 4,211,988         | 1年内返済予定の長期借入金            | 53,268            |
| 仕掛販売用不動産               | 700               | 未払金                      | 35,726            |
| 前渡金                    | 100               | 未払費用                     | 74,065            |
| 前払費用                   | 40,776            | 未払法人税等                   | 34,927            |
| 営業貸付金                  | 546,130           | 預り金                      | 218,350           |
| 短期貸付金                  | 1,011,871         | 前受金                      | 5,920             |
| その他の                   | 463,647           | 賞与引当金                    | 34,497            |
| 貸倒引当金                  | △390,174          | <b>固 定 負 債</b>           | <b>2,345,457</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>3,773,397</b>  | 長期借入金                    | 2,128,305         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>758,444</b>    | リース債務                    | 6,227             |
| 建物                     | 172,940           | 退職給付引当金                  | 89,666            |
| 工具、器具及び備品              | 93,356            | その他の                     | 121,258           |
| 土地                     | 492,147           | <b>負 債 合 計</b>           | <b>3,304,448</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>12,330</b>     | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| ソフトウェア                 | 1,317             | <b>株 主 資 本</b>           | <b>8,134,195</b>  |
| その他の                   | 11,013            | 資 本 金                    | 6,461,911         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,002,622</b>  | 資 本 剰 余 金                | 4,027,134         |
| 投資有価証券                 | 1,348             | 資 本 準 備 金                | 4,027,134         |
| 関係会社株式                 | 1,626,942         | 利 益 剰 余 金                | △2,354,850        |
| 出資                     | 2,708             | 利 益 準 備 金                | 47,303            |
| 関係会社出資金                | 920,279           | その他利益剰余金                 | △2,402,153        |
| 長期貸付金                  | 275,969           | 繰越利益剰余金                  | △2,402,153        |
| その他の                   | 175,993           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>   | <b>△3,274</b>     |
| 貸倒引当金                  | △618              | その他有価証券評価差額金             | △3,274            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>11,485,606</b> | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>50,237</b>     |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>8,181,157</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>11,485,606</b> |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額          |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 1,158,818  |
| 売上原価         |         | 979,268    |
| 売上総利益        |         | 179,549    |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,602,728  |
| 営業損失         |         | △1,423,179 |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 16,325  |            |
| 受取配当金        | 429     |            |
| その他          | 230     | 16,984     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 13,343  |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 88,801  |            |
| 為替差損         | 16,503  |            |
| その他          | 3,000   | 121,648    |
| 経常損失         |         | △1,527,843 |
| 特別利益         |         |            |
| 関係会社株式売却益    | 123,775 |            |
| 新株予約権戻入益     | 2,988   | 126,763    |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産除却損      | 238     |            |
| 関係会社株式評価損    | 9,999   |            |
| その他          | 178     | 10,417     |
| 税引前当期純損失     |         | △1,411,496 |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | △22,577    |
| 当期純損失        |         | △1,388,919 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |        |                             |            | 株主資本合計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------|-----------------------------|------------|--------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金  |                             |            |        |
|                             |           | 資本準備金     | 利益準備金  | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |            |        |
| 2018年10月1日残高                | 5,551,419 | 3,116,641 | 47,303 | △1,013,234                  | 7,702,130  |        |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |        |                             |            |        |
| 新株の発行                       | 910,492   | 910,492   | －      | －                           | 1,820,984  |        |
| 当期純損失                       | －         | －         | －      | △1,388,919                  | △1,388,919 |        |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | －         | －         | －      | －                           | －          |        |
| 事業年度中の変動額合計                 | 910,492   | 910,492   | －      | △1,388,919                  | 432,065    |        |
| 2019年9月30日残高                | 6,461,911 | 4,027,134 | 47,303 | △2,402,153                  | 8,134,195  |        |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 新株予約権  | 純資産合計      |
|-----------------------------|----------------------|----------------|--------|------------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |            |
| 2018年10月1日残高                | 11,861               | 11,861         | 43,463 | 7,757,455  |
| 事業年度中の変動額                   |                      |                |        |            |
| 新株の発行                       | －                    | －              | －      | 1,820,984  |
| 当期純損失                       | －                    | －              | －      | △1,388,919 |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | △15,136              | △15,136        | 6,774  | △8,362     |
| 事業年度中の変動額合計                 | △15,136              | △15,136        | 6,774  | 423,702    |
| 2019年9月30日残高                | △3,274               | △3,274         | 50,237 | 8,181,157  |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月19日

フィンテック グローバル株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 月本 洋 一 ㊞

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、フィンテック グローバル株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィンテック グローバル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月19日

フィンテック グローバル株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 月本 洋 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィンテック グローバル株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月19日

フィンテック グローバル株式会社 監査役会

常勤監査役 川崎 史 顯 ㊟

監査役 太田 健 一 ㊟

監査役 大山 亨 ㊟

(注) 監査役川崎史顯、太田健一及び大山 亨は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
**東京国際フォーラム ホールB7**

開催場所が前年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



## 交通のご案内

JR有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線・有楽町駅 D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

### 〈ご参考〉

|           |                                            |           |                           |
|-----------|--------------------------------------------|-----------|---------------------------|
| JR        | 東京駅・丸の内南口より徒歩5分<br>(京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡) | 東京メトロ日比谷線 | 日比谷駅より徒歩5分<br>銀座駅より徒歩6分   |
| 東京メトロ銀座線  | 銀座駅より徒歩7分<br>京橋駅より徒歩7分                     | 東京メトロ千代田線 | 二重橋前駅より徒歩5分<br>日比谷駅より徒歩7分 |
| 東京メトロ丸ノ内線 | 銀座駅より徒歩5分                                  | 都営地下鉄三田線  | 日比谷駅より徒歩5分                |

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

